

## 制服・制帽のはじまり

本学の前身である英吉利法律学校の生徒たちの服装は、大半が和服であった。卒業生の一人である工藤武重は、一九三五（昭和十）年の創立五十周年記念に際して「五十年前の回顧」と題した一文の中で当時の生徒たちについて「二三の洋服連を除きては（之れは官庁勤務者なりと聞く）皆な和服の着流しであつて、袴を着ける者などは、一人も見当たらなかつた」と述懐している。

当時の学生たちの服装については、学習院が一八七九（明治十二）年に、また帝国大学が八六年にそれぞれ制服を規定していたが、その他のほとんどの私立学校では学生の制服を定めていなかった。

英吉利法律学校や東京法学院時代には、学則中に服装に関する規定はなく、右の回顧録や現存する卒業記念写真からわかるように、生徒たちは各自思い思いの服装で学校に通っていたのである。

ところが、このような自由な服装も、二〇世紀初めの



東京法学院大学時代の学生

が維持員会に諮られて大学組織とするか否かが論議され、その際に「学校ノ品位ヲ高カラシムルノ点ニ付テハ異議者ナク」という状況であった。八月十四日の『報知新聞』によれば、当時は「近來都下学生の風儀日を追ふて悪しくなり酒食に荒むばかりか刑事上の罪を犯す者すら頻々として生ずるに至り常に凶器を携へ喧嘩口論を常とするなどの患者ありて刃傷沙汰屢々聞ゆる」というありさまで、粗暴な学生の内籍する学校への社会的な制裁気運も高まっていた。

○三年に入り本学で大学組織問題が再燃すると、五月に社団法人化とあわせて団法化とあわせて大学とすることが維持員会で決議されるに至った。同年八月東京法学院大学として認可されると同時

学制改革と私学の変質の過程で、次第に様相を変えていく。一九〇三年三月に公布された専門学校令は、帝国大学以外の高等教育機関を専門学校として統合していくことを目的としていたため、これに反発した私立専門学校は従来の学科課程を再編して大学部（本科）・予科および専門部（専門科）を開設すると同時に校名を「大学」名称に改称し、その結果、早稲田大学をはじめとして東京法学院大学・明治大学・法政大学・慶応義塾大学部・日本大学などの「大学」が次々に誕生するのである。

これらの私立大学は、以後、組織の拡充を図りながら帝国大学と同等の資格を求める運動を展開していくが、他方で、学生の風紀を保つための学則改正に着手し、その一環として制服・制帽を定めていく。早稲田大学や明治大学は、「大学」組織化への取り組みが始まった一九〇〇、〇一年に相次いで制服・制帽を制定している。

本学では、〇二年三月に学制革新の議が起こり、これ

に、学則改正を行い、従来の「教場心得」を「学生心得」と改め、第一条目に「教場ニ出席スルトキハ必ず制服制帽洋服若クハ袴ヲ着用スヘシ」との新たな条文を加え、学生に制服・制帽の着用を促したのである。

創立二十周年にあたって校名を中央大学と改称したが、その第一回卒業生として〇七年大学部本科法律学科を卒業した天野徳也は、先の工藤と同様に創立五十周年記念に寄せた「三十年を顧みて」という回顧談の中で、東京法学院大学時代の学帽が「五角形で天下一品の特色物であった」ことや、校名が中央大学となって学帽が四角に改められたことなど興味深い話を伝えている。

この後、一三年七月の学則改正で本学の制服は「教場ニ出席スルトキハ必ず制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ」と改定、履物規定が追加されて、昭和戦前期までこの規定がほぼ踏襲されていった。

○三年の東京法学院大学の誕生は、本学にとって帝国大学に準じた大学となるための第一歩であったと同時に、画一的な制服を学則上に明記することによって、粗暴な振る舞いを行う学生たちを牽制しつつ、大学としての社会的な認知を求めていく契機となったのである。